

東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来の地域農業の担い手の育成・確保を図ることを目的とする東浦町経営体育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）別記1第14（1）に該当する者とする。ただし、東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、国要綱別記1第4 1により算定した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、東浦町経営体育成支援事業補助金交付申請書（様式第1）を町長に提出するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、東浦町経営体育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を補助対象者に通知するものとする。

(事業の着工)

第6条 補助金に係る事業（以下「支援事業」という。）の着工は、原則として前条の交付決定を受けた後に行うものとする。ただし、やむを得ず交付決定前に着工しなければならない場合は、東浦町経営体育成支援事業交付決定前着工届（様式第3）を町長に提出するものとする。

2 補助対象者は、支援事業に着工したときは、速やかに東浦町経営体育成支援事業着工届（様式第4）を提出するものとする。

(状況報告及び立入検査等)

第7条 町長は、支援事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助対象者に対し、当該支援事業の遂行の状況に関する報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（支援事業の遂行等の指示）

第8条 町長は、補助対象者が提出する報告等により、その支援事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助対象者に対し、これらに従って当該支援事業を遂行すべきことを指示することができる。

（竣工）

第9条 補助対象者は、支援事業が竣工した場合には、速やかに東浦町経営体育成支援事業竣工届（様式第5）を町長に提出するものとする。

（実績報告書）

第10条 補助対象者は、支援事業が完了したときは、東浦町経営体育成支援事業補助金実績報告書（様式第6）を町長に提出するものとする。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助対象者は、前項の規定による実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出するものとする。

3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助対象者は、第1項の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東浦町経営体育成支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに東浦町経営体育成支援事業補助金請求書（様式第9）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取り消し）

第13条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 前項の規定は、支援事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき又は補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 町長は、前項に規定する返還命令に係る補助金の交付決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助対象者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 3 補助対象者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該支援事業の交付の目的を達成するために取った措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、町長に提出するものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

- 第15条 補助対象者は、支援事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくものとする。
- 2 前項の帳簿及び書類は、当該支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)まで保存するものとする。

(委任)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月13日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

東浦町経営体育成支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金 _____ 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳（予定）

整備内容	工期		総事業費 (A) + (B) + (C)	経費の内訳			備考
	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 経営改善目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

様式第2（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町経営体育成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました東浦町経営体育成支援事業補助金につ
いては、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

補助金の額 金 円

様式第3（第6条関係）

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

東浦町経営体育成支援事業交付決定前着工届

次の条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、交付決定前着工届を提出します。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

様式第 4 （第 6 条関係）

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

東浦町経営体育成支援事業着工届

次のとおり着工しましたので、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、着工届を提出します。

整備内容 （機械・施設名等）	
事業費（円）	
着工住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

様式第 5 （第 9 条関係）

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

東浦町経営体育成支援事業竣工届

次のとおり工事が完了しましたので、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、竣工届を提出します。

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
着工住所	
契約年月日	
完了年月日	
関係法	
令検査	
年月日	
竣工検査年月日 (又は予定日)	
引き渡し年月日 (又は予定日)	

様式第6（第10条関係）

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

東浦町経営体育成支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、
下記のとおり実施したので、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳（実績）

整備内容	工期		総事業費 (A) + (B) + (C)	経費の内訳			備考
	着工 年月日	竣工 年月日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 経営改善目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

様式第 7（第 10 条関係）

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

様式第 8（第 11 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町経営体育成支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出があった実績報告書について、書類の審査等を行ったところ、交付決定の内容等に適合していることから、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金の額 金 円

様式第9（第12条関係）

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

東浦町経営体育成支援事業補助金請求書
年 月 日付で額の確定がありました東浦町経営体育成支援事業補助金
について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 農協 店
口座番号	
口座種別	普通・当座
(フリガナ)	
口座名義人	